

## 乙訓高校甲子園出場応援事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市への寄附金（以下「本事業に対する寄附金」という。）のうち「乙訓高校甲子園出場応援事業」に対して寄附された寄附金を活用し、長岡京市が乙訓高校甲子園出場応援事業交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

### (交付金の交付対象)

第2条 交付金の交付対象となる事業は、本事業に対する寄附金を活用して、乙訓高校の甲子園出場を支援するとともに、市民のスポーツに対する興味関心を高める事業とし、当該事業を実施する団体が市長が必要と認めるもの（以下「実施団体」という。）に対し交付するものとする。

### (交付金の額)

第3条 交付金の額は、前条の規定による事業を実施するために必要な額とする。ただし、本事業に対する寄附金の額を上限とする。

### (交付金の交付申請)

第4条 第2条の規定による交付金の交付対象事業について、交付金の交付を受けようとする実施団体は、交付申請書（様式第1号）及び市長が別に定める書類を市長が指定する期日までに提出して市長に申請しなければならない。

### (交付金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請に係る書類及び必要に応じて行う現地調査等により、交付金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により実施団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付の決定をする場合において必要があるときは、条件を付するものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 第4条の規定による申請をした実施団体は、前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から10日以内に市長に申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

### (交付決定額の変更)

第7条 実施団体は、第5条第1項の規定により通知された金額の変更を受けようとするときは、変更交付申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、第5条第1項の規定に準じ決定を行い、その旨を

変更交付決定通知書（様式第4号）により実施団体に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による変更交付の決定をする場合において必要があるときは、条件を付することができる。

（実績報告書の提出）

第8条 実施団体は、第2条に定める交付金の交付対象事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）及び市長が別に定める添付書類を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（交付金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の交付の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、確定通知書（様式第6号）により実施団体に通知するものとする。

- 2 市長は、確定した交付金の金額が、第5条第1項の規定による交付決定額（第7条第2項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（交付金の請求）

第10条 実施団体は、交付金の請求をしようとするときは、交付金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、第5条第1項の規定による交付決定を行ったのち、実施団体から提出される交付金請求書（様式第7号）に基づき、交付金を交付する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、概算払いをすることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、第5条第1項の規定による交付決定の通知を受けた実施団体が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該通知に係る交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) この要綱、交付金の交付決定の内容、これに付した条件等に違反したとき。
- (2) 交付金を当該交付事業の目的以外の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付金の全部又は一部が必要でなくなったとき

- 2 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、取消通知書（様式第8号）により実施団体に通知するものとする。

（交付金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定による取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、第9条第1項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、前項の規定に準じ返還させるものとする。

(帳簿の整備及び書類の保存)

第13条 実施団体は、第2条に定める交付金の交付対象事業に係る経理を明らかにする帳簿を備え、かつ証拠書類を整備して当該年度終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

2 実施団体は、交付金の交付等に関して市長から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。